

○千代田区障害者（児）日常生活用具費及び住宅設備改善費支給要綱

昭和60年 3 月 30 日 59 千厚福発第177号

改正

平成27年 4 月 1 日 27 千保障福発第166号

千代田区障害者（児）日常生活用具費及び住宅設備改善費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に定める地域生活支援事業のうち、同項第6号に掲げる事業として千代田区（以下「区」という。）が実施する日常生活用具費等支給事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用具費等の支給に係る種目・限度額・対象者）

第2条 日常生活用具費及び住宅設備改善費（以下「用具費等」という。）の支給に係る種目・限度額及び対象者は「別表1」に掲げるものとする。

2 この要綱において難病患者等とは、政令に定められた疾病に該当する者（児）とし、医師の診断書等の提出又は東京都難病医療費等助成制度の医療券に記載されている「病名」欄で対象の確認を行う。

3 既に支給を受けている用具費等と同一の用具費等の再支給に係る申請については、前回の支給日より「別表1」の耐用年数欄に規定する期間を経過する前は、原則として支給対象外とする。ただし、修理不能の場合若しくは再支給の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者（児）の用具の使用効果が向上すると区長が認める場合に限り、再支給することができるものとする。

（支給対象者からの除外）

第3条 前条に定める対象者のうち、次の各号に該当する場合には、その対象者から除外する。

- （1） 現に児童福祉施設・障害者支援施設・救護施設又は老人ホームに入所中及び入院中の者。
ただし、用具費等の支給により在宅生活が可能となる者、施設での生活・就業訓練に必要と認められる者又は、確実に退所や退院が見込まれるものについてはこの限りでない。
- （2） 重複障害者で、その障害程度が「別表1」の対象者欄に定める障害程度以外の者
- （3） 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から改善の承諾を得られない者。
- （4） 「別表1」の種目欄に掲げる用具費等を現に所有している者

(支給対象者の年齢等)

第4条 別表1中「原則として3歳（又は学齡児）以上」の取扱いについては、表記された年齢が保護者の介護や障害児が使用するにあたって概ね必要と認められる年齢であるが、真に必要であれば、表記の年齢未満であっても対象として差し支えない。ただし、「原則として」の記載のない種目については、この限りでない。

(支給の申請)

第5条 用具費等の支給を希望する者は、「日常生活用具費等支給申請書」（様式第1号）を区長に提出する。住宅設備改善を希望する者は、これに「工事計画書」「見積書」自己所有家屋以外に居住する者については家屋所有者又は管理者の「承諾書」「家屋にかかる賃貸契約書（写）」を添付しなければならない。

(用具費等の支給)

第6条 区長は、当該申請者の経済状況・身体状況・家庭環境及び住宅環境等を実地に調査し、「調査書」（様式第5号）にて用具費等の支給を行うかどうか決定する。

- 2 介護保険の被保険者で、介護保険の貸与・支給対象品目が共通する日常生活用具等を希望する場合には、介護保険制度を優先とする。ただし、40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態（「2号保険者」の状態）にあり医療保険未加入者にあつては、介護保険の被保険者とならないので、介護扶助と障害者施策の適用関係により障害者施策を優先とする。（厚生省通知社援保第18号平成12年3月31日）また、介護保険において要介護認定されなかった場合は、障害施策の対象として改めて支給の必要性を判断する。
- 3 区長は、18歳未満の者に対する用具費等の支給の決定に際して、必要に応じて児童相談センターの意見を聞く。
- 4 区長は、難病患者等に対する用具費等の支給の決定に際して、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることとする。また必要に応じて保健師などによる訪問調査を行うこととする。
- 5 用具費等の支給は、一世帯当たり同一種目一件とする。ただし、区長が必要と認める場合にはこの限りではない。また、修理については認めない。
- 6 区長は、用具費等の支給を行うことを決定したときは、「日常生活用具費等支給券」（様式第2号）及び「日常生活用具費等支給決定通知書」（様式第3号）を当該申請者に交付する。また、申請を却下することに決定したときは、「却下決定通知書」（様式第4号）を当該申請者に交付する。
- 7 区長は、用具費等の支給を行うことを決定したときは、支給対象者に対して、本制度の主旨・

支給条件等を十分説明するとともに、支給後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期す。

- 8 支給対象者又はその保護者は、委託業者に「日常生活用具費等支給券」を提出するとともに、支払うこととされた額を事前に当該事業者を支払わなければならない。

(千代田区日常生活用具等判定会の設置)

第7条 区長は必要に応じて日常生活用具等判定会を設置し次の内容について協議する。判定会の構成は、原則として障害者福祉課で行なうが、必要に応じて理学療法士等の専門職を加える。

- (1) 申請者が支給の対象となりうるか検討すること。
- (2) 申請者が、申請した用具等を使いこなし、支給によって効果があるかどうか検討すること。
- (3) 支給種目が、適正であるかどうか協議・検討すること。

(費用の支払)

第8条 支給対象者又はその保護者が支払わなければならない費用については「別表2」のとおりとする。ただし、負担月額が「別表3」の額を超えた場合には、これを超えて支払う必要はない。

- 2 「別表1」で定める基準額を超えるものについては、その超過した額は自己負担とする。

(支給種目の内容)

第9条 支給種目内容並びに基準額については「別表1」に定めるほか、次のとおりとする。

- 2 支給する用具費等を具体的に決定するにあたっては、「消費税法施行令第14の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」(平成3年厚生省告示第130号)及び「消費税の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」(平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知)も参考とする。
- 3 透析液加温器の支給に当たっては、自己連続携行式腹膜灌流患者であることの医師の証明書を徴する。
- 4 入浴補助用具、歩行支援用具の支給に当たっては、基準額内であれば複数の用具費等の支給が可能なものとする。
- 5 電気式たん吸引器・ネブライザーについては、呼吸器機能障害あるいは他の障害を要因に常態として必要な場合に支給できるものとする。両方の機能が一体となった機器の基準額は、各基準額の合算額を限度として支給する。なお、「脳原性運動機能障害」等の障害児については、近年、在宅年齢が低年齢化しており、必要な場合は第4条において対応できるものであること。
- 6 ストーマ装具(消化器系)・ストーマ装具(泌尿器系)は、一度に最大4ヵ月分を一括支給可

能とする。

- 7 パルスオキシメーターを申請する場合には、医師の診断書または意見書を添付すること。
- 8 居宅生活動作補助用具の対象となるのは、次の改修を伴うものとし、新築工事に併せて実施することはできない。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 床段差の解消
 - (3) 滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への取替え
 - (6) その他前号の改修に付帯して必要となる改修
- 9 中規模改修の対象となる住宅改修の範囲は、玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして区長が認める用具の購入費及び改修工事費とする。
- 10 設備改善費の支給にあたっては、居宅生活動作補助用具を優先的に支給し、なお足りない場合に中規模改修を適用するものとする。
- 11 様々な機能を複合した用具については、当該用具が障害者にとって便利であるという観点のみではなく、本事業の趣旨を踏まえ、主たる機能が「別表 1」に示すものと合致しているかどうかという観点により判断する。ただし、多機能なものは対象外とする。

(事業者)

第10条 区内において日常生活用具の販売又は住宅設備改善を行う事業者は、この要綱の定めるところにより区長の登録を受けることができる。

- 2 区長は、前項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に関する名称、所在地等の情報を、対象者に提供するものとする。

(事業者の登録申請)

第11条 前条の規定に基づき登録を受けようとする事業者は、用具等事業者登録申請書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 事業所調書（様式第 7 号）
- (2) 定款
- (3) 事業経歴書
- (4) その他登録に関して区長が必要と認めるもの

(事業者の登録)

第12条 区長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは登録を行い、用具等事業者登録通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 適当と認められなかった事業者については、その理由を示して、登録申請を行った事業者に通知する。

（変更等の届出）

第13条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき及び当該事業を廃止又は休止する場合は、用具等事業者変更届出書（様式第9号）により速やかに届け出なければならない。

（登録期間）

第14条 登録有効期間は、登録通知発行日から当該年度末日までとする。

2 有効期間1ヶ月前までに区長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われないうときは、有効期限満了日から向こう1年間順次登録を更新したものとみなす。

（用具費等の代理受領）

第15条 登録事業者は、日常生活用具や住宅設備改善（以下「用具等」という。）を提供したときは、当該支給対象者等から利用者負担額の支払を受ける。

2 区長は、前項の支給対象者等の委任に基づき、用具費等として支給されるべき額の範囲内において、当該登録事業者に用具費等を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、支給対象者等に対する用具費等の支給があったものとみなす。

（支給物件の管理）

第16条 用具費等の支給を受けた障害者等は、当該用具等を支給の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。なお、これに反したとき、区は、当該支給等に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

（支給台帳の整備）

第17条 区は、用具費等の支給状況を明確にするため、「日常生活用具費・住宅設備改善費支給台帳（様式第10号）」を整備する。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月24日60千厚福発第667号）

この要綱は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月6日62千福福発第337号）

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月1日62千福福発第524号）

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年10月4日63千福福発第660号）

この要綱は、平成63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月28日元千福福発第248号）

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月14日2千福福発第941号）

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年11月2日2千福福発第432号）

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成4年4月17日4千福福発第47号）

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年8月19日4千福福発第326号）

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年7月26日5千福福発第304号）

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年11月16日6千福福発第529号）

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年7月3日7千福福発第244号）

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月16日8千福福発第586号）

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成10年1月18日9千福福発第641号）

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年12月4日10千福福発第590号）

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年5月17日11千保福発第217号）

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年7月11日14千保福収第299号）

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年6月13日15千保福収第330号）

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年6月24日16千保福収第273号）

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年7月1日17千保福収第183号）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月29日18千保福発第489号）

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月28日18千保福発第1008号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日19千保福発第570号）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日19千保福発第1032号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22千保生福発第199号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日24千保生福発第999号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27千保障福発第166号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 支給種目及び対象者

種目	品目	基準額 (円)	耐用年数	対象者	性能
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	162,800	8年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 難病患者等においては寝たきりの状態にある者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット	19,600	5年	①原則として3歳以上の知的障害者(児)で障害の程度が最重度又は重度の者 ②原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の児童 ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る。) ④難病患者等においては寝たきりの状態にある者(児)	じょくそう防止又は失禁による汚染もしくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したもの
	特殊尿器	154,500	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等においては自力で排尿できない者(児)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用しうるもの
	入浴担架	洋式 82,400 和式 133,900	5年	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	15,000	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者(下着交換に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) 難病患者等においては、寝たきりの状態にある者(児)	介護者が、障害者の体位を変換させるのに容易に使用しうるもの
	移動用リフト	257,500	4年	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害のある者(児)	障害者(児)を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改善を伴うものを除く。)
	訓練いす	33,100	5年	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする
	訓練用ベッド	159,200	8年	難病患者等で下肢又は体幹機能障害のある者(児)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活 支援用具	入浴補助用具	90,000	8年	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害者(児)で、入浴に介助を必要と	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの

			する者 難病患者等においては、入浴に 介助を必要とする者（児）	
浴槽 （湯沸器含む）	浴槽 58,300 湯沸器 104,900 両方 141,200	8年	原則として学齢児以上の身体障 害者手帳の交付を受けた者（児） で、下肢又は体幹に係る障害の 程度が1級又は2級の者 難病患者等においては、入浴に 介助を必要とする者（児）	浴槽は実用水量150リットル以 上のもの 湯沸器は、25℃上昇させたとき 毎分10リットル以上給湯でき、 安全性について配慮され、浴槽 の性能に応じたもの
便器	16,500	8年	原則として学齢児以上の身体障 害者手帳の交付を受けた者（児） で、下肢又は体幹に係る障害の 程度が1級又は2級の者 難病患者等においては、常時介 護を要する者（児）	手摺のついた腰掛け式のもの
特殊便器	151,200	8年	①原則として学齢児以上の知的 障害者（児）で障害の程度が 最重度又は重度の者 ②原則として学齢児以上の身体 障害者手帳の交付を受けた 者（児）で、自ら排便の処理 が困難で上肢に係る障害の 程度が1級又は2級の者 ③難病患者等においては上肢機 能に障害のある者（児）	足踏みペダルで温水温風を出し 得るもの及び知的障害者（児） を介護している者が容易に使用 し得るもので温水温風を出し得 るもの。ただし、取替えに当た り住宅改修を伴うものは除く。
頭部保護帽	12,160	3年	①知的障害者（児）で障害の程 度が最重度又は重度の者で、 てんかんの発作等により頻 繁に転倒する者 ②原則として、肢体不自由によ り身体障害者手帳の交付を 受けた者（児）で転倒等によ り頭部を強打するおそれの ある者	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの
歩行補助杖 （1本杖）	十分な強度を有す る木材を主体と し、外装にニス塗 装を有するもの 2,200 軽金属を主体と し、外装塗装を施 していないもの 3,000	3年	身体障害者手帳の交付を受けた 肢体不自由者（児）又は難患者 者等で支給により移動が可能と なる者（児）	夜光材付とした場合は410円（全 面夜光材付とした場合は1,200 円）増しとすること。 価格は1本あたりのものである こと。 外装に白色又は黄色ラッカーを 使用した場合は260円増しとす ること。
移動・移乗支援 用具	60,000	8年	原則として3歳以上の身体障害 者手帳の交付を受けた者（児） で、平衡機能又は下肢もしくは 体幹に係る障害を有する者で、 家庭内の移動において介助を必 要とする者 難病患者等においては、下肢が 不自由な者（児）	転倒予防、立上がり動作補助、 移乗動作補助、段差解消などの 性能を有する手摺、スロープ等 であって、必要な強度と安定性 を有するもの
火災警報器	31,000	8年	①身体障害者手帳の交付を受け た者（児）で、障害の程度が 1級又は2級の者 ②知的障害者（児）で、障害の 程度が最重度又は重度の者 （①②はいずれも、火災発生 の感知及び避難が著しく困 難な障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火装置	28,700	8年	①身体障害者手帳の交付を受け	室内温度の温度上昇又は炎の接

				た者（児）で、障害の程度が1級又は2級の者 ②知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の者 ③難病患者（児）等 （①②③はいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	触で自動的に、消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
電磁調理器		41,000	6年	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者 ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級の者 ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者 ④18歳以上の知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の者 （①②③④いずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの
ガス安全システム		42,200	8年	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
音響案内装置	1級 2級	51,000 7,000	10年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が2級の者 （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	携帯型の送信機により、メロデー又はチャイムが流れるもの 送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと
屋内信号装置		87,400	10年	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害に係る障害の程度が2級の者 （聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
環境制御装置		350,000	10年	両上肢1級かつ両下肢1級又は体幹機能が1級である者で、実際に試用し、使用できることが確認できた者。	赤外線リモコン等を手元のスイッチなどで操作できるもの。基準額は、スイッチなどの入力装置を含む。
	付属品	35,000	4年	日常生活用具判定会に諮る。	上記本体との同時支給はない。消耗品として上記環境制御装置に使用できるものとする。
ルームクーラ		172,100	6年	18歳以上の身体障害者手帳の交	障害者が容易に使用し得るもの

在宅療養等支援用具	ー			付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調整機能を喪失した者（医師により、体温調節機能を喪失したと認められた者に限る）	
	フラッシュベル	12,400	10年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に係る障害の程度が３級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
	身体障害者用踏込三輪自転車	168,000	7年	学齢児以上で身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由の者で、一般のペダル回転式自転車やアシスト式自転車を利用できない方。電動車いすの支給対象者は除く。	支給に当たっては、当該自転車を試用し、判定会にかけその適否について判断する。
	透析液加温器	72,100	5年	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で透析液６本を同時に、適温に加湿し保温できるもの
	ネブライザー（吸入器）	36,000	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能に係る障害の程度が３級以上である者、又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者 難病患者等においては、呼吸機能に障害がある者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの 呼吸機能３級以上でない者については、診断書が必要
	電気式たん吸引器	56,400	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能に係る障害の程度が３級以上である者、又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められる者 難病患者等においては、呼吸機能に障害がある者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの 呼吸機能３級以上でない者については、診断書が必要
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害に係る障害の程度が原則として１級又は３級の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の支給を受けた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの
	酸素吸入装置	46,400	10年	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害に係る障害の程度が原則として１級又は３級の者（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る。）	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
	パルスオキシメーター	157,000	5年	身体障害者手帳の交付を受けた者又は難病患者等で、在宅酸素療法等を行っている者等で医師により必要と認められる者（児）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用できるもの
	空気清浄機	33,800	6年	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能に係る障害の程度が１級又は３級以上である者	障害者が容易に使用し得るもの

	音声式体温計	9,000	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	盲人用体温計	18,000	5年	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	285,000	5年	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有する者 ②学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた者又は高次脳機能障害者(診断書等で確認できる者)	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの ピクトグラムやタッチパネルを使用し、知的障害者等のコミュニケーションを促進し、日常生活や就労・就学を助ける物。P C用ソフトも含む。(ただし、P C本体は除く。) 実際に試用し、使える若しくは使える見込みが確認できた者日常生活用具判定会に諮る。
	点字ディスプレイ	383,500	6年	18歳以上の視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者(原則として視覚障害者2級以上かつ聴覚障害者2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
	点字器	標準型A	7年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)	32マス18行両面書・真鍮製 価格は点筆を含むものであること
		標準型B			32マス18行両面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること
		携帯用A	5年		32マス4行片面書・アルミニウム製 価格は点筆を含むものであること
		携帯用B			32マス12行片面書・プラスチック製 価格は点筆を含むものであること
	点字タイプライター	63,100	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者(就労・就学しているかあるいは就労が見込まれている者に限る。)	容易に操作できるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	6年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DA I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものまたは	
	再生専用機				

				②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用しうるもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの
時計	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者 ②学齢児以上の愛の手帳を交付された者（児）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用通信装置	20,000	5年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有する者で、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビ視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
会議用拡聴器	38,200	6年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
携帯用信号装置	20,200	6年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声言語機能に係る程度が3級以上の者	送信機による合図が、視覚、触覚などにより知覚できるもの
情報・通信支援用具	100,000	6年	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた上肢又は体幹、視覚に係る障害者（児）で2級以上の者でこれによらなければパソコンを使用できない者	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト。実際に試用し、使用による効果が認められる者。日常生活用具判定会に諮ることとする。（PC本体、バージョンアップ、運搬、取り付け、調整等の費用は除く。）
人工喉頭（笛式）	5,150	4年	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声言語機能をそう失した者（児）	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は、3,255円増しとする。
人工喉頭（電動式）	72,203	5年	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声言語機能をそう失した者（児）	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
点字図書	一般図書の購入価	—	18歳以上の視覚障害者で、主に	月刊や週刊等で発行される雑誌

	格相当額		情報の入手を点字によっている者	を除く点字図書
大活字図書	一人につき年間 60,000	—	視覚障害者で大活字図書の利用可能な者	基準額は大活字図書購入費・大活字化費用あわせた額とする。

排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具 (消化器系)	8,858 (1ヵ月あたり)	—	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受け、ストマを造設した直腸機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型のラテックス製またはプラスチックフィルム製収納袋。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。
	ストーマ装具 (泌尿器系)	11,639 (1ヵ月あたり)	—	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受け、ストマを造設したぼうこう機能障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、ラテックス製またはプラスチックフィルム製であり、尿処理用のキャップ付のもの。皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。
	収尿器 (男子用)	普通型 7,931 簡易型 5,871	1年	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるラテックス製またはゴム製のもの
	収尿器 (女子用)	普通型 8,755 簡易型 6,077	1年	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう機能障害者	普通型は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。簡易型は、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。採尿袋20枚を1組とする。
住宅 改修	居宅生活動作 補助用具(※)	200,000	—	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者) 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者(児)	手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他付帯工事
	中規模改修 (※)	641,000	—	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者(児)	
	屋内移動設備 (※)	本体 979,000 設置費 353,000	—	学齢児以上であって、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者(児)	
	階段昇降機 (※)	直線階段 700,000 曲線階段 1,483,000	—	65歳未満で、下肢又は体幹の機能障害を有し、補装具として車いすの支給決定を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者及び補装具として車いすの支給決定を受けた内部障害者 難病患者等においては、下肢又は体幹機能に障害がある者(児)	

(注) ※印の種目については、再支給することができない。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。

別表 2 利用者負担割合

生活保護世帯	生活保護受給世帯	0 %
非課税世帯	区民税非課税	0 %
課税世帯	区民税課税世帯で所得割課税額46万円以上の者がいない世帯	10%
高額所得	区民税所得割課税額46万円以上の者がいる世帯	支給対象外

別表 3 利用者月額負担上限額

生活保護世帯	生活保護受給世帯	0 円
非課税世帯	区民税非課税世帯	0 円
一定所得以上	住民税課税世帯	37,200円

*世帯の定義

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳は除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯